平成２８年（フ）第３４４４号
大阪府寝屋川市萱島桜園町23番７号
債務者　飼谷　征司
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９０４号
大阪府守口市京阪北本通４―13　カーサ北本通402号室、住民票上の住所　大阪府守口市下島町１番10号
債務者　中元　良美
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５３８号
大阪市平野区長吉川辺３丁目21番１―712号
債務者　ＢＩＧ　ＲＩＶＥＲ　ＴＡＸＩこと
大川　隆志
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６１０号
大阪府寝屋川市美井元町29番５号　モエステージ203号室
債務者　稲垣　康太
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６４３号
大阪府門真市新橋町31番24―607号
債務者　木村　和花（旧姓溝畑）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６４５号
大阪府枚方市西禁野１丁目３番28―205号
債務者　堀　　幸雄
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６５２号
大阪市淀川区東三国２丁目18番20号　クリア東三国　106号
債務者　多冨　　良
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６７０号
大阪市平野区長吉長原３丁目15番28号　プリンスハイツＥ　205
債務者　西原　勇歩
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７４１号
大阪府八尾市太田新町４丁目50番地
債務者　東栄工作所こと　東　　栄夫
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８２７号
京都府長岡京市今里樋ノ尻26番地11、住民票上の住所大阪市平野区喜連１丁目７番24号
債務者　津田　佳苗
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９６１号
大阪府東大阪市川俣本町４番11号　甲田ハイツ　102号室
債務者　福原　雷太
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９８０号
大阪府高槻市津之江町１丁目８番15号　コモ・ラルジュ201号、前住所堺市中区東山824番地６
債務者　上野　伊造（旧氏名上野建三）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０８３号
大阪市東淀川区菅原３丁目８番６―610号
債務者　藤井　康信
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１４２号
大阪市福島区吉野３丁目25番22号
債務者　山田食堂こと　宮崎ヤス子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２６３号
大阪市生野区小路東５丁目５番27号メゾンラモア302号
債務者　岡村　　洋
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３０１号
大阪市生野区新今里１丁目10番16号　田村ビル　501
債務者　大坂　榮子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３０２号
大阪府東大阪市横沼町３丁目７番７号
債務者　久田　吉嗣
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部